

## 議案第52号

### 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

保育サービスを利用する多子世帯の子育て支援のさらなる充実をはかるため、同時在園の第2子の保育料を無償化します。また、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を国基準の保育料の80パーセントの額とするため、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 同時在園の第2子の保育料の無償化（別表備考の改正規定）

2人目以上の小学校就学前児童が施設を利用する場合の保育料の軽減措置を拡充し、同時在園の第2子の保育料を現行の4分の1から無償に改正します。

##### (2) 階層区分第8階層の保育料の変更（別表の改正規定）

階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80パーセントとします。

#### 2. 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

##### (2) 適用区分

改正後の斑鳩町保育の実施に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によります。